

「優良建設工事施工者表彰」評価項目についてのQ&A

Q 1 : 「建築工事」で発注の総合評価落札方式案件に、「土木工事」の表彰実績を評価申請した場合に、加算されますか？

A 1 : 加算されません。

表彰を受けた工事と「同一業種」の総合評価落札方式案件に、評価申請した場合にのみ加算されます。※1

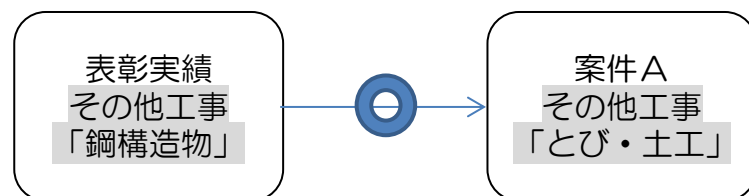
ただし、「その他工事」の場合には、許可業種が異なっても、同一業種とみなします。※2

※1



表彰を受けた工事と「同一業種」の総合評価落札方式案件に、評価申請した場合にのみ加算されます。

※2

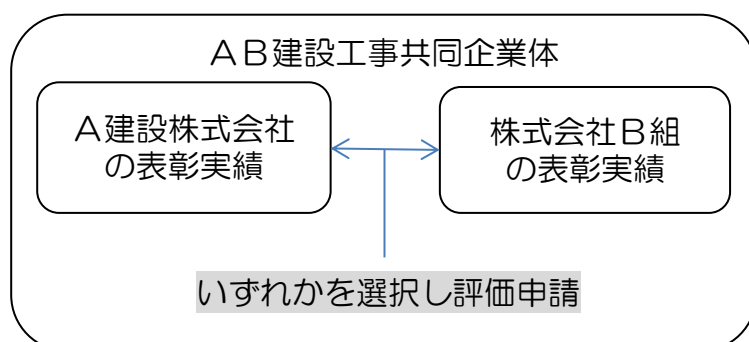


「その他工事」の場合には、許可業種が異なっても、同一業種とみなし、加算します。

Q 2 : 共同企業体で評価申請する場合に、代表構成員とその他の構成員のそれぞれに表彰実績があるときは、両者の表彰実績を合算して評価申請できますか？

A 2 : 合算して評価申請できません。

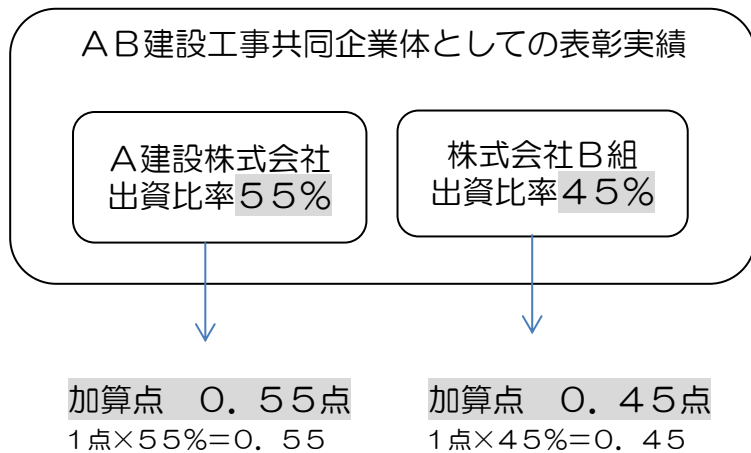
代表構成員又はその他の構成員のうち、いずれの表彰実績で評価申請するのかわを選択する必要があります。加算は、選択された表彰実績に基づいて行います。



A建設株式会社・株式会社B組のうち、いずれの表彰実績で評価申請するのかわ、あらかじめ選択する。

Q 3 : 共同企業体で受注した工事の表彰実績を評価申請した場合に、加算点は何点になりますか？

A 3 : 加算点は、「基礎点 1 点」に「表彰を受けた工事の出資比率」を乗じて算出します。



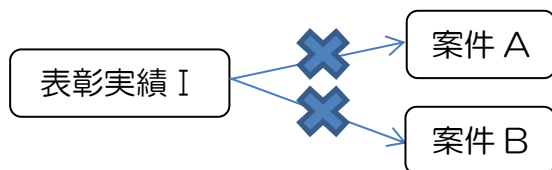
Q 4 : 表彰実績が1件ある場合に、同月に公告される複数の総合評価落札方式案件に評価申請したとき、すべての案件において加算されますか？

A 4 : 加算されません。

当評価項目は、表彰実績 1 件につき、1 回の評価申請しかできませんので、同月公告の複数案件に評価申請することはできず、また、加算もされません。※ 1

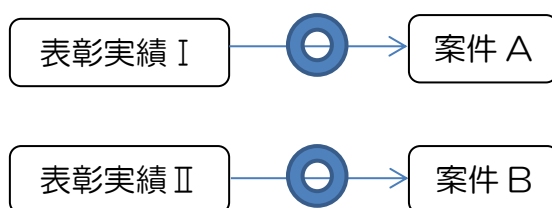
ただし、表彰実績が複数ある場合には、それぞれの案件において、評価申請をすれば、加算されます。※ 2

※ 1



表彰実績 1 件の場合、同月公告の複数案件に評価申請することはできず、加算されません。いずれか 1 件の評価申請となります。

※ 2



表彰実績が 2 件ある場合には、2 つの案件に評価申請すれば、加算されます。

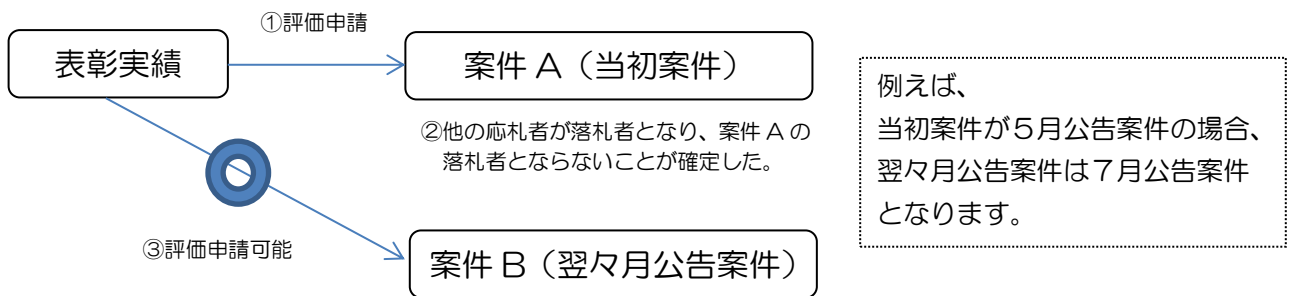
Q5： 表彰実績の評価申請をしましたが、評価申請した案件の落札者となりませんでした。再度、他の案件に評価申請することはできますか？

A5： 評価申請できます。

一度評価申請を行っていても、評価申請した案件（以下「当初案件」という。）の落札者とならなかった場合は、当初案件の翌々月以降に公告する案件（以下「翌々月公告案件」という。）に、再度評価申請することができます。※1

また、「表彰実績1件につき評価申請できる期間」が異なれば、落札結果にかかわらず、当初案件の翌月以降に公告する案件（以下「翌月公告案件」という。）に、再度評価申請することができます。※2

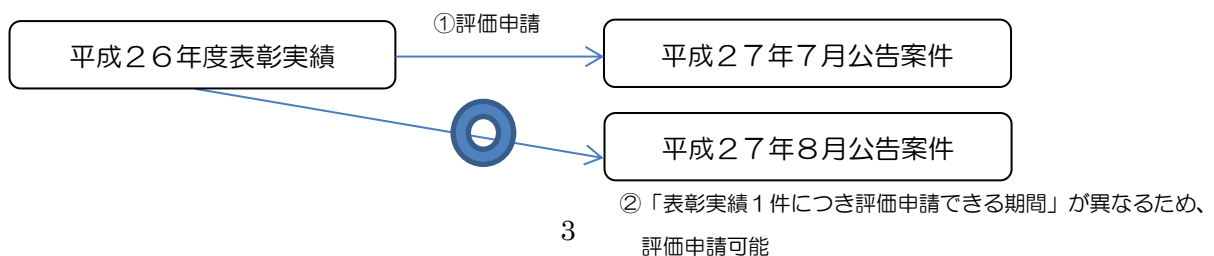
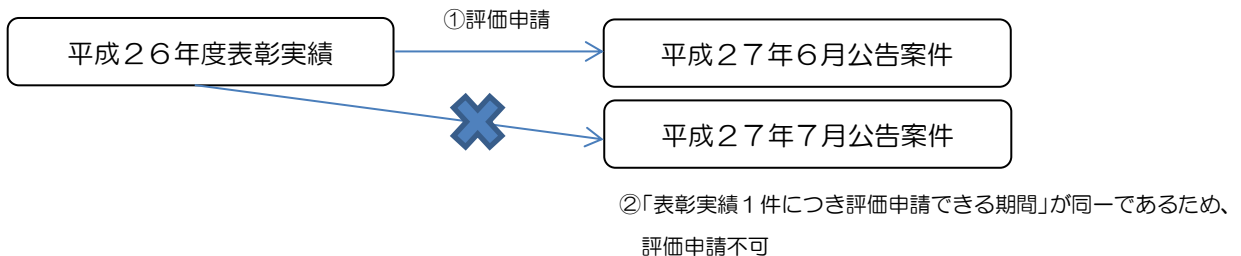
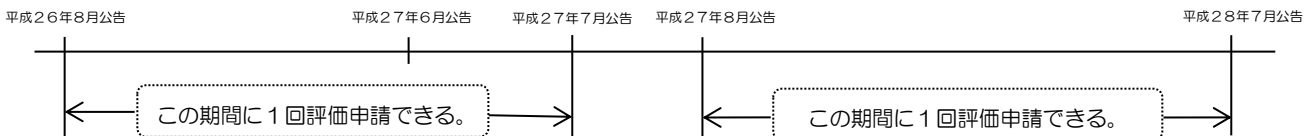
※1



※2

例えば、平成26年度表彰の評価申請できる期間が次の場合

- ・平成26年8月公告案件から平成27年7月公告案件までの間に1回評価申請できる。
- ・平成27年8月公告案件から平成28年7月公告案件までの間に1回評価申請できる。



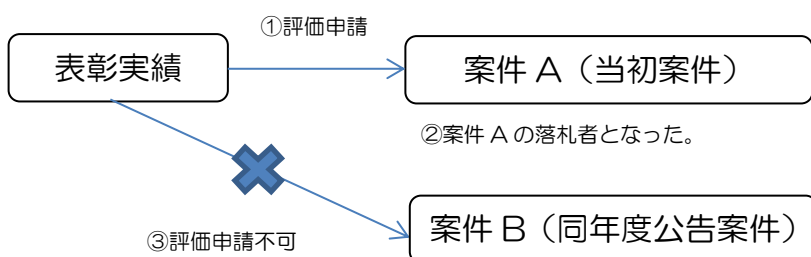
Q 6 : 表彰実績（平成24年度又は平成25年度）の評価申請をしましたが、評価申請した案件の落札者となりました。同年度に公告される総合評価落札方式案件に、再度、評価申請することはできますか？

A 6 : 評価申請できません。

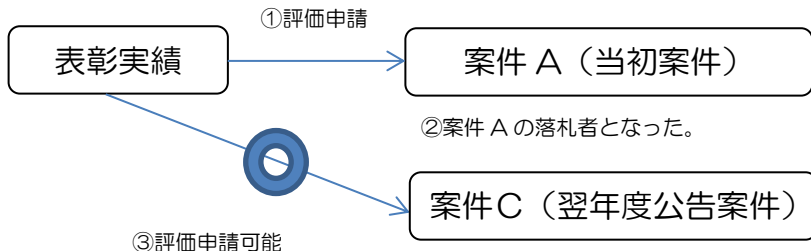
Q A 5 のとおり、同年度に公告する案件に再度評価申請することができるのは、当初案件の落札者とならなかった場合です。当初案件の落札者となった場合は、同年度に公告する案件に、再度評価申請することはできません。※1

ただし、表彰実績は年度ごとに1回申請することができますので、翌年度に公告する案件に、再度評価申請することはできます。※2（Q 7 の表 1、2 参照）

※1



※2



ただし、表彰実績が、翌年度も評価対象となっている必要があります。

Q 7 : 平成 2 6 年度表彰（平成 2 6 年 8 月表彰）を受け、平成 2 6 年 1 2 月公告案件に当該表彰実績の評価申請を行い、落札者となりました。次に評価申請できるのは、いつの公告案件からですか？

A 7 : 平成 2 7 年 8 月公告案件から、再度、評価申請できます。

平成 2 6 年 8 月に表彰を受けた場合、評価対象期間は、平成 2 6 年 8 月公告案件から平成 2 8 年 7 月公告案件までとなります（表 1 参照）。この間、1 年ごとに 1 回、評価申請することができます（表 2 参照）。

<表 1 >

表彰年度	評価対象期間
平成 2 4 年度表彰	平成 2 6 年度公告案件
平成 2 5 年度表彰	平成 2 6 年度、平成 2 7 年度公告案件
平成 2 6 年度表彰	平成 2 6 年 8 月公告案件から平成 2 8 年 7 月公告案件まで

<表 2 >

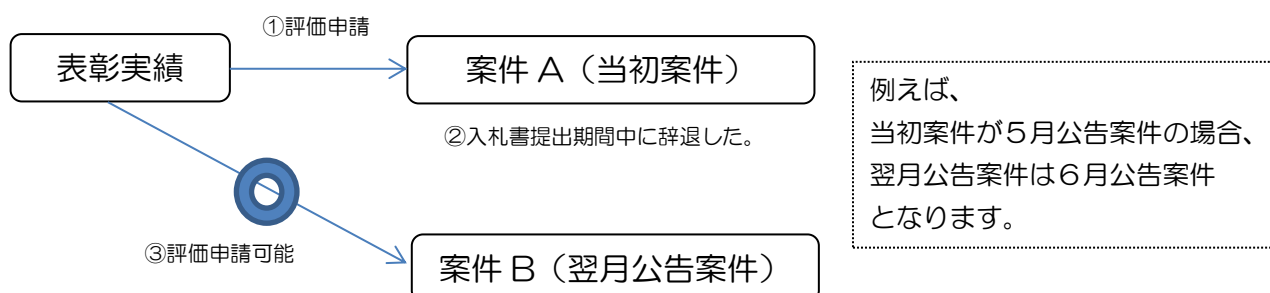
表彰年度	表彰実績 1 件につき評価申請できる期間と回数
平成 2 4 年度表彰	平成 2 6 年度公告案件に 1 回評価申請できる。
平成 2 5 年度表彰	平成 2 6 年度、平成 2 7 年度公告案件にそれぞれ各 1 回評価申請できる。
平成 2 6 年度表彰	<ul style="list-style-type: none"> 平成 2 6 年 8 月公告案件から平成 2 7 年 7 月公告案件までの間に 1 回評価申請できる。 平成 2 7 年 8 月公告案件から平成 2 8 年 7 月公告案件までの間に 1 回評価申請できる。

※ただし、落札者とならなかった場合は、評価申請した案件の翌々月以降に公告する案件に、再度評価申請することができます。また、「表彰実績 1 件につき評価申請できる期間」が異なれば、落札結果にかかわらず、翌月公告案件に、再度評価申請することができます。（Q 5 参照）

Q 8 : 表彰実績の評価申請をしましたが、入札書提出期間内に辞退届を提出しました。翌月以降に公告される案件に、再度評価申請することはできないのですか？

A 8 : 評価申請できます。

一度評価申請を行っていても、当初案件の入札書提出期間内に辞退した場合（入札書未到達の場合も含む。）は、翌月公告案件に、再度評価申請することができます。



Q 9 : 表彰実績の評価申請を行い、翌々月公告案件にも再度評価申請したいのですが、当初案件の落札決定がまだありません。この場合に、翌々月公告案件に、評価申請することはできないのですか？

A 9 : 評価申請できます。

翌々月公告案件の技術資料提出締切日までに、当初案件の落札決定がない（落札者とならないことが確定していない）場合でも、評価申請は可能ですが、次のような取扱いになります。

- ・ 翌々月公告案件の評価点通知日の前日までに、当初案件の落札者となった場合は、表彰実績の加算は行いません。※1
- ・ 翌々月公告案件の評価点通知日の前日までに、当初案件の落札決定がなく、落札者となる可能性がある場合は、表彰実績の加算は行いません。※2

